

受動喫煙対策について 施設を管理する方へ

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

飲食店



2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

オフィス・事業所等

事務所、工場、ホテル・旅館、
旅客運送事業船舶・鉄道等
の施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

▼ 飲食店についての経過措置

飲食店の方は、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- ✓ 2020年4月1日時点で、営業をしている店舗
- ✓ 資本金または出資の総額が5000万円以下
- ✓ 客席面積が100㎡以下

一つでも「いいえ」

すべて「はい」

選択できます

屋内禁煙

喫煙専用室設置

加熱式たばこ専用
の喫煙室設置

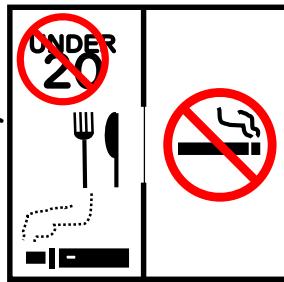
禁煙・喫煙を選択可
(経過措置として
選択できます)



or



or



届出が必要です



20歳未満
立入禁止

全ての施設で喫煙可能部分は、客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることができません。



喫煙室
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

助成金
制度

飲食店等の中小企業の事業主が、受動喫煙対策として喫煙専用室等を整備する際、その費用を助成する制度があります。
ご相談は、神奈川県労働局健康課(045-211-7353)まで。

詳しくは、[厚生労働省のHP](https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/)をご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう!望まない受動喫煙



なくそう!望まない受動喫煙

望まない受動喫煙をなくすため、健康増進法等により
喫煙のルールが定められています。

▼違反時には罰則が科される場合があります

(例)・禁煙エリアでの喫煙 最大30万円 対象:すべての人
・禁煙エリアへの灰皿等の設置 最大50万円 対象:施設管理権原者

ルール 1

喫煙をする際の周囲への配慮義務

喫煙をする場合は、屋外でも家庭でも、周囲の状況に配慮を忘れずに

ルール 2

学校、医療機関、児童福祉施設、行政機関等では敷地内禁煙

人が集まる施設内でたばこは吸えません。喫煙は、決められた場所で

ルール 3

飲食店、オフィス、工場、 ホテルや旅館(客室を除く)等では、原則屋内禁煙

20歳未満の方を、客としても従業員としても喫煙エリアに立ち入らせてはなりません。

誰かのたばこの煙を吸うだけで
喫煙者と同様のリスクがあります。

大人への害

肺がんだけではなく、ほとんどの
がんのリスクを高めます。

心筋梗塞、狭心症、脳卒中、ぜん
そくの要因にもなります。

妊婦の場合、流産や早産の原因
となり、出生児に低体重などの影
響を与えます。

子どもへの害

乳幼児突然死症候群(SIDS)を
はじめ、ぜんそく、中耳疾患などの
原因となります。

身長が伸びにくい、むし歯になり
やすい、知能の発達が遅れるなど
の悪影響が起こります。